

処遇改善加算の一本化
移行先検討・補助シート

(1) 基本情報

サービス名	R5年度末（R6.3時点）の算定状況			合計
				0.0%

(2) 新加算への推奨の移行パターン

パターンA

要件（早見表）

月額賃金改善Ⅱ	キャリアパスⅠ	キャリアパスⅡ	キャリアパスⅢ	キャリアパスⅣ	キャリアパスⅤ	職場環境等上位

(参考) 各要件の概要

月額賃金改善改善Ⅱ	前年度と比較して、旧ベースアップ等加算相当の加算額の3分の2以上の新たな基本給等の改善（月給の引上げ）を行う。
キャリアパス要件Ⅰ（任用要件・賃金体系の整備等）	介護職員について、職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件を定め、それらに応じた賃金体系を整備する。
キャリアパス要件Ⅱ（研修の実施等）	介護職員の資質向上の目標や具体的な計画を策定し、a 研修機会の提供、技術指導等又は b 資格取得の支援（シフト調整、休暇の付与、費用の援助等）を実施する。
キャリアパス要件Ⅲ（昇給の仕組みの整備等）	介護職員について a 経験に応じて昇給する仕組み、b 資格等に応じて昇給する仕組み、c 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み のいずれかを整備する。
キャリアパス要件Ⅳ（改善後の賃金要件）	賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上又は月額8万円以上の賃金改善が1人以上（経験・技能のある介護職員）。
キャリアパス要件Ⅴ（介護福祉士の配置等）	
職場環境等要件の上位区分	6つの区分ごとにそれぞれ1つ以上の取組を行う。

処遇改善加算の一本化
移行先検討・補助シート

①対象となる事業所のサービス名と、令和5年度末時点での加算の算定状況を選択して下さい。

(参考) 各要件の概要

月額賃金改善改善Ⅱ	前年度と比較して、旧ベースアップ等加算相当の加算額の3分の2以上の新たな基本給等の改善（月給の引上げ）を行う。
キャリアパス要件Ⅰ（任用要件・賃金体系の整備等）	介護職員について、職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件を定め、それらに応じた賃金体系を整備する。
キャリアパス要件Ⅱ（研修の実施等）	介護職員の資質向上の目標や具体的な計画を策定し、a 研修機会の提供、技術指導等又は b 資格取得の支援（シフト調整、休暇の付与、費用の援助等）を実施する。
キャリアパス要件Ⅲ（昇給の仕組みの整備等）	介護職員について a 経験に応じて昇給する仕組み、b 資格等に応じて昇給する仕組み、c 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み のいずれかを整備する。
キャリアパス要件Ⅴ（介護福祉士の配置等）	特定事業所加算ⅠまたはⅡを算定する。

(1) 基本情報

サービス名	R6年度末（R6.3時点）の算定状況			
	処遇加算Ⅱ	特定加算Ⅱ	ベア加算なし	合計
訪問介護	10.0%	4.2%	0.0%	14.2%

要件（早見表）

月額賃金改善Ⅱ	キャリアパス要件Ⅰ	キャリアパス要件Ⅱ	キャリアパス要件Ⅲ	キャリアパス要件Ⅳ	キャリアパス要件Ⅴ	職場環境等上位
○	○	○	○	○	○	○

(2) 新加算への推奨の移行パターン

パターンA

新加算Ⅱ	キャリアパス要件Ⅲを「R6年度中の対応の誓約」で満たし、4月から旧処遇加算Ⅰを算定可。加えて、補助金取得のため4月からベア加算を算定することで、6月以降、新加算Ⅰに移行可能。 ※4・5月は処遇加算Ⅰ・特定加算Ⅱ・ベア加算を算定。
------	---

パターンB

新加算Ⅴ(3)	キャリアパス要件Ⅴを算定する場合、Ⅴ(3)となる。 ※4・5月は処遇加算Ⅰ・特定加算Ⅱ・ベア加算なしを算定。
---------	---

パターンC

新加算Ⅴ(6)	誓約をしなくてもⅤ(6)は算定可。ただし、R7年度以降、加算率を下げるためにキャリアパス要件Ⅲは必須であり、R6年度中の対応はいずれにしろ必要のため、より加算率が高いⅡ又はⅤ(3)を推奨。 ※4・5月は処遇加算Ⅰ・特定加算Ⅱ・ベア加算なしを算定。
---------	--

③移行パターンごとに、満たさなければいけない要件が「○」で表示されます。（△は2つのうち

後の賃金の見込額が年額440万円以上又は月額8万円以上の賃金改善が1人以上技能のある介護職員）。

④6月以降の新加算の算定予定から逆算して、対応する4・5月の現行3加算の組み合わせが表示

6つの区分ごとにそれぞれ1つ以上の取組を行う。